○農林水産省告示第千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字下元郷五二二九のイ、五二二九の八、五二二九のニ

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道夕張郡由仁町川端一七二三地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び由仁町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道古宇郡泊村大字興志内村三六の三地先・三八の一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県飯塚市山口字竹ノ尾一〇八七の四・字道官一五〇六の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県相馬郡飯舘村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市下出字障子二一の二・二一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年八月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市下出字障子二一の二・六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖海面の次の㋐から㋗までの六点を順次結んだ線並びに㋐及び㋗の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

㋐　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋒　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

㋓　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

㋔　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

㋕　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関の名称及びその他の航空機　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年八月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の㋐から㋖までの八点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

㋐　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒